



高松市告示第 374 号

高松農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 4 項の規定により準用する同法第 11 条第 1 項の規定に基づき公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由を次により縦覧に供します。

当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、令和 8 年 7 月 13 日の翌日から起算して 15 日以内に市にこれを申し出ることができます。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案に対して意見のある者は、高松市の住民に限り、縦覧期間満了日である令和 8 年 7 月 13 日までに市に意見書を提出することができます。

令和 8 年 6 月 19 日

高松市長 大 西 秀 人

1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧期間

自 令和 8 年 6 月 19 日

至 令和 8 年 7 月 13 日

2 縦覧時間

市の休日を除く毎日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

3 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧場所

高松市役所 創造都市推進局産業経済部農林水産課

4 異議申出の留意事項

- ・ 異議の申出は次の事項を記載した書面に異議申出人が押印して行うこと。この場合、異議申出人が法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって異議申出をするときは、異議申出書には次の事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載すること。なお、代表者若しくは管理人、総代又は代理人をして異議の申出をするときには、その資格を証明する書面を添付すること。（行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号。以下「審査法」という。）第 15 条）。

(1) 異議申出人の氏名及び年齢又は名称並びに住所

(2) 異議申出人に係る農用地利用計画の案



- (3) 異議申出人が農用地利用計画の案に係る農用地区域内の土地について有する所有権その他の権利の種類及びその土地の所在並びにその土地について異議申出人以外の者が有する所有権、その他の権利の種類及びその者の氏名又は名称及び住所
- (4) 異議申出に係る農用地利用計画の案の縦覧があったことを知った年月日
- (5) 異議申出の趣旨及び理由
- (6) 市町の異議申出ができる旨の教示の有無及びその内容
- (7) 異議申出の年月日

4 意見書の提出の際の留意事項

- ・ 個人の場合にあつては住所、氏名、職業を記載すること。
- ・ 法人にあつては法人名、代表者名、事務所の所在地を記載すること。
- ・ 農業振興地域整備計画の案以外に対しては意見書を提出できない。

5 提出された意見の取扱

- ・ 意見書の内容は公表することがある。ただし特定の個人が識別しうる個人情報、財産権等を害する恐れがある等の場合は、公表の際に当該箇所を伏せる場合がある。
- ・ 意見書に対しては個別の回答を行わず、農業振興地域整備計画を公告する際に意見の要旨及びその処理結果を併せて公告する。